

令和8年度稻敷市英語検定受験対策講座実施業務委託
プロポーザル審査委員会要領

(設置)

第1条 令和8年度稻敷市英語検定受験対策講座実施業務委託を実施するに当たって、その契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、令和8年度稻敷市英語検定受験対策講座実施業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) プロポーザル実施要領の確認に関すること。
- (2) 事業者選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育部長
- (2) 市長公室長
- (3) 総務課長
- (4) まちづくり推進課長
- (5) 教育政策課長

2 委員会に委員長を置き、
教育部長をもって充てる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員及び関係職員は、審査会議において知り得た事項又は職務上知り得た事項をほかに漏らしてはならない。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるものほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年1月30日から施行する。